

基本協定書(案)

No	頁	章	節	条	目	その他	質問・意見等	回答
1	2			9			議会の議決が得られなかった場合に乙に生じた費用について乙は甲に対して損額を請求できるのでしょうか。	実施方針に示したとおり市議会の不採決リスクによる費用は横浜市と事業者がともに負担するものであり、本条の規定通りといたします。